

可児市農業委員会第3回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年3月4日(水)午後1時30分から3時10分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
欠席委員	井藤 平榮
事務局	課 長 山口 功、係長 長谷川 昇、書記 山本 尚美
議案	第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第17号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第18号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事	局長 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 本日から議会の一般質問が始まりまして、事務局長は欠席させていただきます。 議案の訂正ですが、議案書の9ページ、5条受付番号8番の面積182㎡を182㎡のうち107㎡に訂正をお願いします。 追加資料として、農用地利用集積の決定審査説明資料として別冊で追加させていただきますので、よろしくをお願いします。
議長	議長 平成27年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は10番井藤平榮委員の1名で、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、18番土田幸嗣委員、19番仙石廣男委員の両名を指名します。
議長	議長 日程第2、議案16号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。この案件は1件であります。8番菱川幸夫委員が、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができな

いたため、同委員の退席をお願いします。
 （菱川幸夫委員退席）
 議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。
 事 務 局 議案第 16 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転 1 件の申請があります。
 受付番号 1 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の今渡の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。
 土地の概要は、土田字下畑、地目は田で、面積は 484 m²、農振区域内の農用地です。
 譲受人は、市道 5224 号線道路改良事業において、譲受人所有の農地が収用されるため、代替地として取得して農業経営の拡大を図るとなっています。譲受後の耕作面積は 17,562 m²となります。
 この案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。
 議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 土田をお願いします。
 堀井委員 受付番号 1 について、11 番堀井が報告します。
 きれいに耕作しており、問題ないと思います。
 議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
 【意見なしの声多数あり】
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 16 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。
 ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。
 （菱川幸夫委員着席）
 議 長 日程第 3、議案第 17 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。
 なお、受付番号 5 番は、8 番菱川幸夫委員が、法第 24 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号 1 番から 4 番、受付番号 6 番から 7 番を先に審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。
 事 務 局 議案第 17 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 7 件の申請があります。
 受付番号 1 柿田からの申請の案件は、申請人の柿田の方が農家住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。
 土地の概要は、柿田字細池の一部、地目は田、面積は 688.5 m²。申請地の東側は自己所有地の田、西側は自己所有地の田、南側は道路、北側は自己所有地の田となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。

転用事由としまして、既存住宅の老朽化に伴い、近接する申請地で個人住宅を建築するもので、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

農地転用許可区分は、市役所支所である広見東連絡所まで490mであることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2 羽崎からの申請の案件は、申請人の羽崎の方が農家住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字保城田の一部、地目は田、面積は113㎡。申請地の東側は自己所有地の田、西側は一体利用地の宅地、南側は水路、北側は一体利用地の宅地となっており、農振区域内の農用地区域外の農地で平成26年12月22日に農振除外の許可が下りております。

転用事由としまして、既存住宅の老朽化のため、申請地北側に隣接する宅地を一体利用して、個人住宅を建築するもので許可後6ヶ月の計画としての申請です。

農地転用許可区分は、住宅施設等が隣接しており農地の一団が10ha未満であることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上水道は道路に整備済みの埋設管に接続、汚水は合併浄化槽を設置します。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3と受付番号4については、申請人が同じですのでまとめて説明します。

土田からの申請の案件は、申請人の土田の方が太陽光発電設備を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外2筆、地目はすべて田、面積は合計993㎡。受付番号3の申請地の東側は雑種地、西側は田、南側は道路、北側は水路となっており、受付番号4の申請地の東側は水路、西側は田、南側は水路、北側は一体利用地の山林となっており、いずれも第1種住居地域の農地で、いずれも許可後1ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては太陽光発電設備33kwを設置する、申請地北西側に隣接する山林を一体利用して、太陽光発電設備16.5kwを設置するとなっています。

なお、受付番号3の一部で、携帯基地局が設置されていますが、農転許可不要によるものです。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号6 今渡からの申請の案件は、申請人の今渡の方が共同住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字杉ノ下外3筆、地目はすべて田、面積は合計1,194.74㎡。申請地の東側は水路、西側は自己所有地の田、南側は水路、北側は水路となっており、準工業地域の農地で、許可後平成28年5月末日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、共同住宅1棟12戸を建築するものです。

農地転用許可区分は、準工業地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は土地改良排水路、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号7 川合北からの申請の案件は、申請人の川合の方が貸駐車場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合北一丁目、地目は畑、面積は264㎡。申請地の東側は畑、西側は今回5条受付番号14申請地の畑、南側は畑、北側は道路となっており、第1種住居地域の農地で許可後1ケ年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、近隣住宅への貸駐車場とするのです。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号1 柿田をお願いします。

渡邊委員 受付番号1について、14番渡邊が報告します。

西側は田、南側は道路、東側は田、北側は田となっており、雨水排水は前面道路側溝へ流す、上水道は前面道路から、下水道は公共下水ということで、農業用水への影響はないと思いますので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2 羽崎をお願いします。

奥村委員 受付番号2について、1番奥村が報告します。

先般転用の許可を受けた所の一部を転用して、住宅にするということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3、4 土田をお願いします。

堀井委員 受付番号3、4について、11番堀井が報告します。

受付番号3について、転用目的は太陽光発電設備ということで、一般基準はクリアされています。

受付番号4について、3番の西側で、転用目的は3番同様太陽光発電設備で、雨水排水等はクリアされており、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6 今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号6について、8番菱川が報告します。

共同住宅ということで、道路の反対側はすべてアパートができており、上下水は前面道路ということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7 川合北をお願いします。

大澤委員 受付番号7について、12番大澤が報告します。

区画整理事業が済んでおり、住宅になっているところです。その一部を店舗の駐車場として貸すということで、隣地の同意もあり、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第3、受付番号1番から4番、受付番号6番から7番の議案第17号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
続きまして、受付番号5番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により8番菱川幸夫委員の退席をお願いします。
（菱川幸夫委員退席）

議 長 これより引き続き受付番号5番の審議をいたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 受付番号5 下恵土からの申請の案件は、申請人の今渡の方が一般個人住宅の庭及び
進入路を建設する目的のため転用許可を求めるものです。
土地の概要は、下恵土字北林泉外1筆、地目はすべて畑、面積は合計493㎡。申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は自己所有地の畑、北側は道路となっており、第1種住居地域の農地です。
転用事由としましては、申請地北側に隣接する住宅の庭及び進入路として利用しているものです。
なお、農地法の許可を受けずに昭和54年頃より宅地として利用しており、始末書が添付されています。
農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。
一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま
す。
周辺への影響については、施行されていますので、特に支障になることはないと思われま
す。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言
をお願いします。受付番号5下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号1について、17番可児が報告します。
本宅の前ということで、すでに進入路として利用しており、周囲は申請者の土地で、
問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意
見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第3、受付番号5番の議案第17号、農地法第4条第1項の規定による農地転用
許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございま
せんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。
（菱川幸夫委員着席）

議長 日程第 4、議案第 18 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議長 議案第 18 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 6 件、贈与による所有権移転 1 件、賃貸借権の設定 3 件、使用貸借権の設定 4 件、合計 14 件の申請があります。

受付番号 1 柿田からの申請の案件は、貸付人の柿田の方外 1 名と借受人の愛知県稲沢市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人がコンビニエンスストアとする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字細池外 1 筆、地目はすべて田、面積は合計 1,543 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。

申請地の東側は貸付人の田、西側は水路、南側は水路、北側は水路となっており、許可後平成 27 年 9 月 20 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、コンビニエンスストアを建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である広見東連絡所まで 420m 及び瀬田幼稚園まで 450m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は土地改良排水に接続、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、汚水は合併浄化槽を設置します。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の瀬田の方外 1 名と譲受人の愛知県春日井市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字宮元外 1 筆、地目はすべて畑で、面積は合計 248.36 m²、農振区域内の農用地区域外の農地です。

申請地の東側は畑、西側は道路、南側は水路、北側は宅地と農地となっており、接する道路がないため、愛知用水の水路占用許可申請を要しますが、許可後平成 27 年 9 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、たけうちこどもクリニックまで 200m 及びアカシクリニックまで 270m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 中恵土からの案件は、貸付人の中恵土の方外 5 名と借受人の石川県白山市の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が薬品販売業店舗とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字竹腰外 10 筆、地目は田と畑、面積は合計 2,662.31 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と畑と田、西側は宅地と畑、南側は畑、北側は畑と道路となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する宅地を一体利用して、譲受人の店舗(薬局)を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である中恵土連絡所まで 330mとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は北側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 広見からの案件は、貸付人の広見の方と借受人の広見の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字宮下、地目は畑、面積は 82 m²、第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は一体利用地、西側は道路、南側は畑、北側は宅地と一体利用地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する東側の宅地を一体利用して、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、本件の土地を宅地と思い込み、農地法の許可を受けずに、建築基礎工事を行い、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 久々利からの案件は、貸付人の久々利の方と借受人の大森の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が農家住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字栃長外 1 筆、地目は田、面積は 426 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は田、北側は宅地となっており、一部で平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、本件の一部において、宅地の一部として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんしていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字山本、地目は畑、面積は 400 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。申請地の東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請

です。

転用事由としましては、譲渡人の子である譲受人の個人住宅を建築する計画をしたとなっております。

農地転用許可区分は、事業施設が隣接しており、一団農地が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 下切からの案件は、貸付人の下切の方と借受人の川合の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字三ヶ手、地目は田、面積は 455 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は田、南側は水路、北側は宅地となっており、許可後平成 27 年 12 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である姫治連絡所まで 320m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 塩からの案件は、貸付人の塩の方と借受人の坂祝町の法人との間における賃貸借権の設定で、借受人が建築業資材置場、現場事務所とする目的のため一時転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字宮下の一部、地目は畑、面積は 170 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸付人の畑、西側は道路、南側は貸付人の畑、北側は貸付人の畑となっており、許可後平成 27 年 12 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、近接する大儀寺の庫裏建設工事に伴い、工事用の資材置場及び仮設現場事務所として一時利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市西可児中学校まで 410m 及び春里小学校まで 420m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に接続、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 土田からの申請の案件は、譲渡人の名古屋市の方外 1 名と譲受人の愛知県一宮市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は畑で、面積は 483 m²、第 1 種住居地域で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後平成 27 年 5 月 15 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 2 区画の宅地造成を行い、分譲販売するとの計画であります。

なお、本件申請にあたり、農地性が失われていることに対し、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上水道は接続不要、下水道は公共下水道に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号10 土田からの案件は、貸付人の土田の方と借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字西小池、地目は田、面積仙石 廣男は168㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は一体利用地の宅地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する南側の宅地の一部を一体利用して、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所である土田連絡所まで550mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は土地改良排水路、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号11 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外4筆、地目は田と畑で、面積は合計1,000㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は宅地、北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は4区画の宅地造成を行い、分譲販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号12と受付番号13は、譲渡人が同じですので、まとめて説明します。

川合からの申請の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の広見と川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が供に一般個人住宅の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野の一部、地目は畑で、面積は165.30㎡と248.10㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は譲受人の畑、北側は譲渡人の畑となっており、許可後1ケ年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、供に譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号14 川合北からの申請の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が美容業店舗駐車場の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合北一丁目、地目は畑で、面積は198㎡、第1種住居地域で、申請地の東側は今回4条受付番号7番申請地、西側は宅地、南側は畑、北側は道路となっており、許可後1ケ年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、申請地西側に隣接している譲受人経営の化粧品販売店の駐車場とするとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、本件の一部において、駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 渡邊委員 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号1 柿田土をお願いします。

受付番号1について、14番渡邊が報告します。

西側は道路、南側は道路、東側は田、北側は田で、雨水排水は土地改良の排水路へ流す、上水道は前面道路から、下水道は合併浄化槽ということで、農業用水への影響はないと思います。

議長 山田委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2、3中恵土をお願いします。

受付番号2、3について、7番山田が報告します。

受付番号2について、南前面に農道、周囲は住宅で、隣地同意書もでており、排水は既設の側溝がありますので、問題ないと思います。

受付番号3について、周囲は住宅と畑、北側に県道犬山線があり、排水は集水桝を経て県道側脇の既設の側溝へ流されると思います。

議長 可児(隆)委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4 広見をお願いします。

受付番号4について、5番可児が報告します。

宅地の奥の畑に子どもの家を建てるということで、基礎まで済んでおりまして、始末書がでておりますが、現在工事は止まっています。親子ということで、問題ないと思います。

議長 仙石委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5 久々利をお願いします。

受付番号5について、19番仙石が報告します。

個人住宅ということで、特に問題ないと思います。

議 長 長
 續木委員 長
 議 長
 小池委員 長
 議 長
 吉田委員 長
 議 長
 堀井委員 長
 事 務 局
 堀井委員
 議 長
 事 務 局
 堀井委員
 事 務 局
 堀井委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6大森お願いします。
 受付番号6について、6番續木が報告します。
 譲渡人の子の個人住宅を建築する目的の申請で、生活排水は側道の下水へ流され、雨水排水は地下浸透、土地改良、水利組合の承認もあります。隣地の同意書も提出されており、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7下切お願いします。
 受付番号7について、13番小池が報告します。
 子どもの住宅を建築する目的の申請で、南側は水路、東側は水田、西側は道路と水路、北側は宅地ということで、隣地の同意もあり、土地改良の同意もあります。雨水排水は道路側溝、上水道、下水道はそれぞれ前面道路ということで、問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8塩お願いします。
 受付番号8について、3番吉田が報告します。
 お寺の庫裏を作るための一時的な転用で、資材置場と現場事務所を設置するという
 ことで、特に問題ないと思います。

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9、10、11土田お願いします。
 受付番号9、10、11について、11番堀井が報告します。
 その前に事務局にお尋ねしますが、受付番号9番の字ガイドウというのは、いかな
 ものでしょうか。先回もありましたが、2月17日に井ノ鼻、渡、富士ノ井地区の地主
 の関係者に色々聞いて回りました。私も農業委員を十何年やっておりますが、今までの
 農業委員会でガイドウという事務局の説明は一言もありませんでした。話によると市
 の方にガイドウとでているということですが、その点いかがでしょうか。

堀井委員さんが言われましたように、以前、ガイドウではなくてオオドウではないか
 という意見があったわけですが、税務課に市の統一した字名のリストがありまして、
 そこで土田の大道とかいてガイドウと正式名称になっております。
 本来、農業委員会では事務局はリストの名称できていたと思いますが、それを使わず
 他の読み方はできないということで、事務局の説明ではガイドウと読ませていただい
 ています。以前案件が何件かあったと思いますが、それを事務局が見ていなかったのか
 わかりませんが、今事務局として発表する場合は、字名のリストの読み方でいくとい
 うことになっております。

そうすると、今まで十何年やっておりますが、オオドウで通してきましたが、これか
 らはガイドウになるわけですか。

事務局、わかりますか。
 総会ではガイドウで通していただきたいですが、地元ではオオドウで通っているとい
 うことですね。

地元ではオオドウでいいわけですか。地元でオオドウで通して、農業委員会ではダイ
 ドウで通すのですか。そののところをはっきりしてもらわないと、今まで十何年やっ
 てきて、ガイドウと言葉は聞いたことがないので。

これについて何を基準にしているかという、可児市中の小字名の読み方の質問があ
 った時に、このリストによって市としては答えています。一応ガイドウで明記されてい
 ますので、オオドウだと音と訓が混ざっていますが、ガイドウだと訓と訓ですので、そ
 ういうこともあって、ガイドウと明記されています。

それはわかりますが、今後はどうしたらいいですか。うちのほうはガイドウで通すの

ですか。

事務局 地元のことですので、地元としてはそういう読み方があれば、市としても禁止というわけにはいかないと思いますので、ただこういう農業委員会とかの場ではガイドウということでお願ひします。

堀井委員 今まで十何年やってきて、ガイドウという言葉は一言もなかったでしょう。

事務局 農業委員会でもオオドウでやられていたのですか。

堀井委員 そのこのところをはっきりとして、土田地区の皆さんにわかるように読み方が変わったということをしていただけないか、いただけないか。ここではガイドウ、地元へ帰ったらオオドウでしょう。どちらかに事務局として判断していただきたい。

事務局 今までも正式な場ではガイドウで通してははずです。オオドウでは通せないの、市のリスト上の正式な読み方としてこういう場ではガイドウで通すことになります。

今言われました、何年来オオドウで通っていたということになると、前課長、前々課長に確認しますが、何か理由があったのか、変えるべきなのか、いつから変わったのか、調査させてください。次回また報告させていただきます。

議長 事務局の説明のように、大道と書いてガイドウと読むとリストになっているようですが、調査していただいて、報告をお願いします。

堀井委員 では、受付番号 9、10、11 について、11 番堀井が報告します。

受付番号 9 について、宅地分譲ということで、農地転用に必要な土地改良の同意書、始末書がでており、雨水排水道路側溝等についてはいずれもクリアされており、問題ないと思います。

受付番号 10 について、転用目的は一般個人住宅を建築するというので、農地転用に必要な土地改良組合、隣地耕作者の同意書も提出されております。雨水排水道路側溝等はすべてクリアされております。

受付番号 11 について、目的は宅地分譲で、区画整理造成後販売するというので、農地転用に必要な一般基準判定はすべてクリアされており、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 12、13 川合お願いします。

杉本委員 受付番号 12、13 について、9 番杉本が報告します。

宅地分譲が順番進んでいるところで、12 番 13 番は隣同士で、長年市民農園としてご協力いただいた所ですが、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 14 川合北お願いします。

大澤委員 受付番号 14 について、12 番大澤が報告します。

先ほど 4 条で説明しました土地は駐車場として貸すもので、ここは一部使ってみえまして始末書がでておりますが、売却されるということで、区画整理地内ですので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

吉田委員 受付番号 9 について、上水道は接続不要となっておりますが、井戸か何か掘るのでしょうか。

事務局 この案件は土地分譲ということで、まだ水道は引かずに、まず売ってから水道に接続するという事です。

吉田委員 わかりました。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 受付番号1について、下水ですが、ほとんどのものが可児の場合都市下水に接続していただける状況ですが、ここは土地の高低の関係で合併浄化槽ということになるのでしょうか。できれば都市下水に接続していただいた方がいいと思いますが、その辺の事情はどうでしょうか。

議 長 事務局、わかりますか。

事 務 局 広見東部は下水がまだ来ていない所がありまして、メイン幹線で下水道工事をしている所がありますが、ここはまだ来ていないということで、トイレの水や風呂水を合わせた従来より大きめの合併浄化槽でやるということです。まだ来ていないということでご判断いただきたいと思います。

議 長 大澤委員、よろしいですか。他にございませんか。はい、どうぞ。

吉田委員 下水の関係ですが、住宅とかアパートを建てる時に、無限に下水は入れられるのですか。昔、限界があるから、ある程度になったら入れられないと聞いたことがあります。可児市の土地全部入るくらいの余裕はあるのでしょうか。

事 務 局 昔、下水道を始めた頃は可児市ほとんどをモータ化するような計画でしたが、あまりにも山奥の方へ行くと1軒のために何千万も投入しなければいけないということで、それでは合理的でないということで一旦見直しがありまして、下水網でモータ化する所と合併浄化槽の所と分けましたので、可児市の中でも二分化されることになりました。

吉田委員 わかりました。

議 長 吉田委員、よろしいですか。他にございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第4、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 「これから午後2時55分まで暫時休憩とします」

議 長 休憩 午後2時40分

議 長 再開 午後2時55分

議 長 「これより審議を再開します」

議 長 日程第5、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。なお、受付番号1番は8番菱川幸夫委員が申請人となっていることから、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号2番から17番を先に審議します。

事 務 局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。今回の利用権の設定内容は、賃貸借1件、使用貸借16件で合計35,479㎡の集積となります。

受付番号2番 貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。土地の概要は、土田字大尻外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,622㎡、新規で平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号 3番 貸人の塩河の方と借人の加茂郡坂祝町の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩河字六反田、地目は田、面積は合計2,255 m²、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号 4番 貸人の塩河の方と借人の加茂郡坂祝町の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩河字小神田、地目は田、面積は3,382 m²、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号 5番 貸人の関市の方と借人の加茂郡坂祝町の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩河字迎田外1筆、地目はすべて田、面積は4,160m²、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号 6番から17番は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の羽崎の方外11名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字西洞外23筆、地目はすべて田、面積は合計23,479 m²、新規設定で平成37年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第5、受付番号2番から17番の議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

続きまして、受付番号1番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により8番菱川幸夫委員の退席をお願いします。

(菱川幸夫委員退席)

議 長 これより引き続き受付番号1番の審議をいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 受付番号 1番 貸人の土田の方と借人の今渡の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字渡外2筆、地目はすべて畑、面積は合計1,021 m²、再設定で平成28年までの1年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、受付番号1番の議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告

することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。
(菱川幸夫委員着席)

議長 日程第6、議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

なお、この案件のうち整理番号1番と2番は、1番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、整理番号3番から24番を先に審議します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する委員会の意見を求めるものです。

議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画のうち受付番号6番から受付番号17番までに対し、岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人に農地中間管理権が取得されました。

整理番号3番から整理番号17番の農用地利用配分計画案は、この農地中間管理権により、大森に事務所がある農事生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、今字大之田外15筆、地目はすべて田、面積は合計15,905 m²、新規設定で平成37年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。

整理番号18番から整理番号24番の農用地利用配分計画案は、この農地中間管理権により、可児郡御嵩町に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、広見字三反田外5筆、地目はすべて田、面積は合計5,520 m²、新規設定で平成37年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、整理番号3番から24番の議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

続きまして、整理番号1番と2番を審議します。法第24条の議案審議参与制限により1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号1番から整理番号2番の農用地利用配分計画案は、この農地中間管理権により、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

議 長 土地の概要は、羽崎字西洞外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,614 m²、新規設定で平成37年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。以上です。

議 案 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 案 【意見なしの声多数あり】

議 案 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、整理番号1番と2番の議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 案 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議 長 ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

議 長 (奥村武司委員着席)

議 長 日程第7、議案第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を

事 務 局 議題とします。事務局の説明をお願いします。

議 案 議案第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は2月1日から2月28日までに受理した8件の案件について報告させていただきます。

議 長 川合の方外7名からの届出の案件は、田13筆、面積は9,069. m²、畑17筆、面積は7,775 m²の合計30筆、面積は16,844 m²です。

議 長 いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 案 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 案 【意見なしの声多数あり】

議 案 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

議 長 これをもちまして、平成27年第3回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。